

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成24年6月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第44号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の項中「平成20年墨田区告示第57号」の次に「及び平成24年墨田区告示第207号」を加える。

別表第2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の部に次のように加える。

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域

別表第3に次のように加える。

6の4 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合			35メートル						

に供するもの		においてはこの限りでない									
--------	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6の5 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			22メートル						

付 則

この条例は、公布の日から施行する。